

## 第3章 歯科口腔保健の目標と取組

### 1 施策の柱

「第2次群馬県歯科口腔保健推進計画」では、県民が長く歯と口腔の健康を保ち、生涯にわたって健康で質の高い生活の実現に向け、3本の柱を掲げています。

#### (1) 歯科疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上に関する施策の推進

○歯と口腔の健康が全身の健康に繋がる重要性について県民の意識を高め、自ら口腔ケアや定期的な歯石除去等に取り組めるよう、各ライフステージの歯科的特徴を踏まえた上で、ステージごとに切れ目のない歯科口腔保健施策を展開することが重要です。

#### (2) 定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健施策の推進

○障害児（者）や要介護高齢者等が、その特性にかかわらず歯科検診や歯科医療を困難なく受けることができるよう、また歯科疾患予防や口腔機能育成および維持向上を支援するような施策が重要です。

#### (3) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

○歯科職種（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）間の連携の強化のみならず、多くの職種との連携を推進し、県民に歯と口腔の健康づくりの大切さ等を広く周知していく施策が重要です。

### 2 目標と取組

#### 1) 歯科疾患の予防及び生活の質の向上に向けた口腔機能の維持向上に関する施策の推進

##### (1) 胎生期

目指すべき方向：親子の健全な歯・口腔の基礎づくり

##### 目標指標

項目	現状	目標（H35）（2023）
妊婦を対象とした歯科保健指導を実施している市町村の増加	17市町村（H29）	25市町村

## 課題解決のために県が取り組むこと

- ①市町村における妊婦を対象とした歯科口腔保健対策の充実が図れるよう、関係機関と連携して支援します。
- ②歯と口腔の健康が全身の健康に繋がる重要性について意識を高め、自ら口腔ケアや定期的な歯石除去等に取り組むよう普及啓発を推進します。

## 期待される取組

### 〔県民（妊産婦）〕

- ①日頃から、望ましい食生活、正しい歯磨き習慣など歯と口腔の健康づくりに関心を持って取り組む。
- ②かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）・歯科保健指導・予防処置（歯石除去等）を受けるよう努める。
- ③市町村等が実施する両親学級等に参加し、歯と口腔の健康に関する正しい知識を学ぶよう努める。

### 〔市町村〕

- ①妊婦歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）の実施や両親学級等に歯科口腔保健の内容を盛り込み実施するなど妊婦への健康教育の充実に努める。

### 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①かかりつけ歯科医として、定期歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導、予防処置を行い、健全な歯と口腔の維持向上に努める。
- ②歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に大きな役割を果たしていることについて普及啓発に努める。

### 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ②妊産婦の口腔管理や子どもの口腔管理の重要性の啓発に努める。

## (2) 乳幼児期（出生～5歳）

目指すべき方向：健康な歯・口腔の育成

### 目標指標

項目	現 状	目標（H35）（2023）
3歳でう蝕のない児の割合の増加	86.4% (H29)	90%
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けている児の割合の増加	77.0% (H29)	80%
3歳児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する児の割合の減少	18.2% (H29)	15%
3歳で不正咬合等が認められる者の減少	11.3% (H29)	7.5%
3歳児でかかりつけ歯科医で定期健診（年1回以上）を受けている児の割合の増加	未把握	—
1歳児に口腔機能育成関連保健指導を実施する市町村の増加	未把握	—

### 課題解決のために県が取り組むこと

- ① 乳幼児期から生涯にわたるかかりつけ歯科医定着に向けた普及啓発を推進します。
- ② う蝕予防や口腔機能支援を通じた間接的な子育て支援や食育支援を推進します。

### 期待される取組

#### 〔県民（保護者等）〕

- ① 日頃から望ましい食生活、正しい歯磨き習慣など歯と口腔の健康づくりに関心を持って取り組む。
- ② かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）歯科保健指導・予防処置（希望者に対するフッ化物応用等）を受けるよう努める。

## 〔市町村〕

- ①乳幼児歯科健診等のデータを収集分析し、関係機関への情報提供に努める。
- ②従来の疾病発見型の健診のみならず、適切な時期に適切な口腔機能育成支援を提供できるよう充実に努める。
- ③児童虐待と子どもの口腔内状況には関連性が示唆されているので、各機関との連携により適切な対応に努める。

## 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や・予防処置（希望者に対するフッ化物応用等）を実施するとともに、歯科保健指導や口腔機能育成指導に努める。
- ②保育所等や市町村等が実施する母子歯科保健事業に協力し、歯科疾患予防策や口腔機能育成支援の助言・事業の提案などの支援に努める。

## 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ②乳幼児の保護者や園児等に対し、歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの重要性などの普及啓発に努める。

## （3）学齢期（6歳～18歳）

目指すべき方向：健康観の育成、良習慣（歯磨き習慣、定期的な歯石除去等）の定着

### 目標指標

項目	現 状	目標（H35）（2023）
12歳児の一人平均う歯数の減少	0.7本 (H29)	0.5本
17歳における歯肉に炎症所見を有する者の減少	25.3% (H29)	20%
高校3年生(18歳)で、定期的に歯石除去・歯面清掃を受けている者の割合の増加	18.0% (H30)	30%

## 課題解決のために県が取り組むこと

- ①学齢期のう蝕予防・歯周病予防、特に若い世代からの歯周病予防の取組を推進します。
- ②歯と口腔の健康が全身の健康に繋がる重要性について県民（保護者・児童生徒）の意識を高め、自ら口腔ケアや定期的な歯石除去等に取り組むよう普及啓発を推進します。

## 期待される取組

### 〔県民（保護者・児童生徒など）〕

- ①望ましい食生活、正しい歯磨き習慣や仕上げ磨きなど歯と口腔の健康づくりに家族ぐるみで取り組む。
- ②かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導、予防処置を受けるよう努める。
- ③学校での歯科健診結果に基づき、子どもに必要な治療等を受けさせる。

### 〔市町村〕

- ①歯科健診等のデータを収集分析し、関係機関への情報提供に努める。
- ②関係機関と連携を図り、効果的な歯科口腔保健対策の推進が円滑に推進できるよう努める。

### 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①学校歯科健診や歯科口腔保健教育に協力し、児童生徒へ適切な指導を行い、学校全体の効果的な歯科口腔保健活動について助言を行う。
- ②学校や家庭での取組を支援するため、児童生徒の歯と口腔の健康に関する知識の普及に努める。

### 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な患者には歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ②歯と口腔の健康づくりの大切さについて普及し、望ましい食生活やよく噛んで食べることの大切さなどの普及啓発に努める。

## 〔教員・養護教諭・学校等〕

- ①学校歯科健診の結果、要指導の児童・生徒に対する歯科口腔保健指導の充実や効果的な歯科口腔保健の取組に努める。
- ②学校での歯科口腔保健活動が実施しやすいよう、洗口場の整備や歯科口腔保健活動時間の確保等に努める。
- ③食育を通して望ましい食生活、よく噛んで食べることの大切さなどの指導に努める。

## (4) 成人期 (18 歳～ 64 歳)

目指すべき方向：健全な口腔状態の維持・管理

### 目標指標

項 目	現 状	目 標 (H35) (2023)
40 歳で喪失歯のない者の割合の増加	62.4% (H29)	65%
40 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	58.6% (H29)	35%
40 歳代における歯石除去や歯面清掃を定期的に受ける者の割合の増加	32.4% (H29)	50%
40 歳代で歯間清掃用具を使用する者の割合の増加	60.1% (H29)	75%
50 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少	68.3% (H29)	45%
60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	63.0% (H29)	75%
喫煙により歯周病にかかりやすくなることを知っている者の割合の増加	50.3% (H28)	75%
歯周病が糖尿病のリスクであることを知っている者の割合の増加	未把握	—
オーラルフレイルという言葉を知っている者の割合の増加	12.2% (H29)	50%

## 課題解決のために県が取り組むこと

- ①職域における歯周病及び歯周病の重症化予防に関する取組を推進します。
- ②オーラルフレイルの早期からの予防を通して、将来に渡って食事や会話を楽しむことができる歯と口腔機能の維持を支援する。
- ③歯と口腔の健康が全身の健康に繋がる重要性について県民の意識を高め、自ら口腔ケアや定期的な歯石除去等に取り組むよう普及啓発を推進します。

## 期待される取組

### 〔県民〕

- ①日頃から、望ましい食生活、正しい歯磨き習慣など歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- ②かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）・歯科保健指導・予防処置（歯石除去等）を受けるよう努める。

### 〔市町村〕

- ①健康増進事業に基づく歯周病検診や健康教育、健康相談を実施し、歯科口腔疾患予防のための情報提供や保健指導を行うとともに、効果的な歯科保健事業の充実に努める。
- ②家庭や地域での取組を支援するため、積極的に歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供や保健指導の充実に努める。

### 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①市町村や事業所が実施する歯科口腔保健事業に積極的に協力し、効果的な歯科保健事業について助言に努める。
- ②かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導・予防処置（歯石除去等）を実施し、家庭での取組に有益な知識や情報の提供に努める。
- ③歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に大きな役割を果たしていることや、喫煙と歯周病等の関連についてなど、正しい知識の啓発に努める。

### 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

②歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さの普及啓発に努める。

### 〔事業所、保険者等〕

①歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さの普及啓発に努める

②従業員の健康管理の一環として歯科口腔保健の普及啓発や歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導等の実施に努める。

## （５）高齢期（６５歳～）

目指すべき方向：歯の喪失の防止、口腔機能の維持向上

### 目標指標

項目	現 状	目標（H35）（2023）
80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	55.3% (H29)	65%
70歳代で食事中にムセたりすることがない者の割合の増加	未把握	—
オーラルフレイル予防事業を実施する市町村の増加	未把握	—

### 課題解決のために県が取り組むこと

①オーラルフレイル予防や対策を通して、高齢になっても食事や会話を楽しむことができる歯と口腔機能の維持を支援します。

②歯と口腔の健康が全身の健康に繋がる重要性について県民の意識を高め、自ら口腔ケアや定期的な歯石除去等に取り組むよう普及啓発を推進します。

### 期待される取組

### 〔県民〕

①日頃から、望ましい食生活、正しい歯磨き習慣や正しい義歯の手入れなど歯と口腔の健康の維持向上のために取り組む。

②かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）・歯科保健指導・予防処置（歯石除去等）を受けるよう努める。



## 〔市町村〕

- ①介護予防のための情報提供や保健指導を行うとともに、効果的な歯科保健事業の実施に努める。
- ②家庭や地域での取組を支援するため、介護予防教室などの機会を利用して、積極的に口腔機能維持向上のための情報提供や保健指導の充実に努める。

## 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や歯科保健指導を実施するとともに、口腔機能低下を予防するための支援に努める。
- ②市町村などが実施する歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）などに協力し、健康な口腔機能維持向上が図れるよう効果的な事業の提案などの支援に努める。

## 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ②歯と口腔の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの大切さ、口腔機能の維持向上のための知識の普及に努める。

## 2) 定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健施策の推進

### （1）障害児（者）

目指すべき方向：定期的な歯科検診・歯科保健医療の推進

#### 目標指標

項目	現 状	目標（H35）（2023）
障害児（者）入所施設や通所施設等での定期的な歯科保健指導実施率の増加	37.5% （H27）	45%
障害児（者）の歯科疾患予防に取り組む歯科診療所の増加	30 箇所 （H29）	50 箇所
障害児（者）の嚥下機能支援を実施する施設の増加	未把握	—

## 課題解決のために県が取り組むこと

- ①身近な地域で障害児（者）が歯科検診や歯科医療を受けることが出来るよう、歯科医療従事者の育成を図ります。
- ②障害児（者）を支える施設職員や家族に対し、歯と口腔の健康づくりへの理解を深める取組を進めます。
- ③障害児（者）に対する口腔機能支援の充実を図ります。

## 期待される取組

### 〔障害児（者）及び養育者・支援者等〕

- ①日頃から、望ましい食生活、正しい歯磨き習慣など歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- ②かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）や予防処置、歯科保健指導を受けるよう努める。

### 〔市町村〕

- ①障害児（者）の家族等に対し、歯科疾患の予防のための支援に努める。

### 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①かかりつけ歯科医として、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）や予防処置を実施するとともに、口腔ケアや摂食嚥下指導等を行う。
- ②障害児（者）に対するかかりつけ歯科医を養成し、定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。）や口腔ケア等の実施に努める。
- ③地域における障害児（者）を受け入れる歯科医療機関等について県民への情報提供に努める。

### 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①歯と口腔の健康管理が全身の健康保持に重要であることについて情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。
- ②歯と口腔の健康づくりの重要性について普及啓発するとともに、障害児（者）の摂食嚥下機能にあった食形態の指導や栄養管理指導等に努める。

## 〔障害児（者）関係施設等〕

- ①施設入所者や通所利用者の健康管理の一環として、定期的な歯科検診や口腔ケアに積極的に取り組むとともに、家族に対する口腔ケアに関する支援に努める。
- ②口腔ケアや摂食嚥下障害に関する研修等に職員が参加するなど、職員の資質の向上に努める。

## (2) 要介護高齢者

目指すべき方向：適切な歯科医療の推進、口腔機能の維持・管理及び向上

### 目標指標

項目	現 状	目標（H35）（2023）
介護老人福祉施設・介護老人保健施設での歯科保健指導実施率の増加	74.9% (H29)	85%
在宅歯科診療に取り組む歯科診療所の増加	341 箇所	400 箇所

### 課題解決のために県が取り組むこと

- ①住み慣れた地域で在宅療養等を希望する高齢者に対し、在宅歯科医療等が提供できるよう、体制の整備や歯科医療従事者の育成を図ります。

### 期待される取組

## 〔県民（介護者等）〕

- ①日頃から、食後の口腔ケアや義歯の手入れなどの歯と口腔の健康づくりに取り組む。
- ②かかりつけ歯科医をもち、必要な口腔ケアや歯科治療を受けるよう努める。

## 〔市町村〕

- ①訪問口腔衛生指導等の実施に努める。
- ②関係機関と連携し必要な歯科治療や口腔ケアを在宅でも受けられるよう努める。

## 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①定期歯科検診や訪問口腔衛生指導、訪問歯科診療等の実施に努める。

②摂食嚥下機能にあった栄養管理やその重要性などについて普及啓発に努め、口腔機能の維持向上に努める。

#### 〔医師、医療機関等、多職種〕

①歯と口腔の健康管理の重要性について情報提供し、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

②摂食嚥下機能にあった栄養管理やその重要性などについて普及啓発に努める。

#### 〔介護職員・介護施設等〕

①歯科医療機関と施設とが協力して定期的な歯科検診（健康診査及び健康診断を含む）や口腔ケアに取り組むとともに、歯科治療が必要な場合は歯科医療機関の受診を勧めるよう努める。

②口腔ケアや摂食嚥下障害に関する研修等に職員を参加させるなど、職員の資質向上に努める。

### 3) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

#### （1）多職種連携による歯科口腔疾患対策

目指すべき方向：総合的な歯科口腔疾患対策の推進体制の構築

##### 目標指標

項目	現状	目標（H35）（2023）
糖尿病患者について医科と連携している歯科診療所の増加	未把握	—
在宅療養者等の摂食嚥下障害に関して多職種と連携している歯科診療所の増加	73 箇所	100 箇所

##### 課題解決のために県が取り組むこと

①地域での暮らしを支える多職種との連携を推進し、歯と口の健康づくりの大切さと口腔内の変化の気づき等についての普及啓発に取り組みます。

②糖尿病やフレイルといった歯科領域との関連がある健康課題について、多職種で取り組むための体制整備を推進します。

## 期待される取組

### 〔市町村〕

- ①地域包括ケアシステムの構築・推進のために、地域の歯科医療機関や関係団体等との連携に努める。

### 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①歯科保健の一層の充実、強化を図るため、関係職種や関係団体等との連携に努める。

### 〔医師、医療機関等〕

- ①歯科保健医療サービスによる対応が必要な場合には歯科医療機関や歯科医師等との連携に努める。
- ②糖尿病やフレイルといった歯科領域との関連がある健康課題について、歯科医療機関や歯科医師等との連携に努める。

## （2）人材の確保と育成

目指すべき方向：総合的・計画的な歯科口腔保健の推進体制の構築

### 目標指標

項目	現状	目標（H35）（2023）
市町村等の歯科関連事業で活動する住民ボランティアの増加	未把握	—

### 課題解決のために県が取り組むこと

- ①各ライフステージにおける歯科領域の課題や県民のニーズを把握し、支援につなげていく仕組みを構築していきます。
- ②行政機関へ歯科専門職員を配置し、多方面に対する情報提供や研修の実施、その他の支援を行う体制整備を図ります。

## 期待される取組

### 〔県民〕

- ①歯科関連に限らず、健康関連のボランティア活動等に積極的に参加し、県民自ら有益な健康情報を発信できるようにする。

## 〔市町村〕

- ①総合的・計画的に歯科口腔保健を推進するために必要な歯科医師・歯科衛生士の確保に努めるとともに、歯科保健関係職員の資質向上に努める。
- ②健康に関するボランティア活動を積極的に支援し、住民主体の健康づくり活動とも連携を図る。

## 〔歯科医師、歯科衛生士、歯科医療機関等〕

- ①歯と口腔の健康と全身の健康との関連について、多職種との連携が図れるよう情報収集・情報提供に努める。

## 〔医師、医療機関等、多職種〕

- ①口腔ケアと誤嚥性肺炎予防、糖尿病や喫煙と歯周病との関連等、歯と口腔の健康と全身の健康との関連について情報収集・情報提供に努める。